

ホーム	報道・広報	証券監視委について	証券監視委の取組み	基本指針等	採用情報	市場へのメッセージ
-----	-------	-----------	-----------	-------	------	-----------

[ホーム](#) > [証券監視委の取組み](#) > [報道発表関係](#)

令和 8 年 5 月 20 日  
証券取引等監視委員会

## 「証券モニタリングに関する基本指針」の一部改正（案）の公表について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、証券監視委及び財務局等が実施するオンサイト・モニタリング（法令に基づくオンサイトによる検査を指す。）に係る基本的な手続きを定めた「証券モニタリングに関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、公表しているところですが、今般、基本指針について、[別紙](#)のとおり改正（案）を取りまとめましたので、公表いたします。

### 1. 改正の概要

- （1）予告検査について、検査予告時期の範囲を拡大するもの。
- （2）検査モニターについて、意見受付（アンケート方式）と意見聴取の実施順序は一定ではないことを明確化するもの。

具体的な内容については、[別紙](#)を御参照ください。

### 2. 適用期日

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て、公布の日から適用予定です。

この案について御意見がありましたら、**令和 8 年 6 月 19 日（金曜）17時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便又はインターネットにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#)

#### 御意見の送付先

証券取引等監視委員会事務局証券検査課  
郵便：〒100-8922



0570-00-3581 03-3581-9909

<https://www.isa.go.jp/sesc/watch/>

証券取引等監視委員会

Securities and Exchange Surveillance Commission

情報提供窓口

公益通報窓口

年金運用ホットライン

証券モニタリングに係る  
情報の募集

証券監視委の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

#### 証券監視委からのメッセージ

▶ 証券監視委の活動状況（年次公表）

▶ 証券監視委パンフレット

▶ 証券モニタリング概要・事例集

▶ 課徴金等事例集

▶ 市場へのメッセージ

証券取引等監視委員会  
ソーシャルメディアアカウント

▶ パブリックコメント

▶ 情報公開・個人情報保護

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
URL : <http://www.fsa.go.jp/sesc/>

▶ リンク集

## お問い合わせ先

Tel 03-3506-6000 (代表)  
証券取引等監視委員会事務局証券検査課 (内線 : 3005、2046)



PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。  
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてください (新しいウィンドウで開きます)。

(別紙) [「証券モニタリングに関する基本指針」\(新旧対照表\)](#)

## サイトマップ

### ▶ 報道・広報

- ▶ 報道発表の一覧
- ▶ 金融商品取引業等関係
- ▶ 不正取引関係
- ▶ 開示規制違反関係
- ▶ 年次公表等
- ▶ 証券監視委X (旧Twitter)

### ▶ 証券監視委 について

### ▶ 証券監視委の 取組み

- ▶ 市場分析審査
- ▶ 証券検査
- ▶ 裁判所への申立て
- ▶ 取引調査
- ▶ 開示検査
- ▶ 犯則調査
- ▶ 金融庁長官等への建議
- ▶ 海外当局との連携
- ▶ 講演・寄稿等

### ▶ 基本指針等

### ▶ 採用情報

### ▶ 市場へのメッセー ジ

▲ ページの先頭に戻る

[サイトマップ](#) | [利用ルール](#) | [個人情報保護について](#)

証券取引等監視委員会 / Securities and Exchange Surveillance Commission (法人番号6000012010023)

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 : 03-3506-6000